

病院における院内感染対策のための指針

2007年7月1日 初版

総合病院水島協同病院

院内感染対策委員会 委員長 里見 和彦

倉敷医療生活協同組合総合病院水島協同病院（以下「病院」という。）は、患者様及び病院職員に安全・安全の医療を提供するために、感染予防と感染制御の対策に取り組むための基本的な考え方を以下に定める。

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

病院における院内感染の防止に留意し、院内で感染等発生の際または院外より持ち込まれた感染症に対し、その原因の特定、制圧、終息を図ることが病院及び患者・職員に取りににとって最重要と考える。

このため、院内感染防止対策を全病院職員が把握し、この指針に則った医療を患者様に提供できるよう取り組む事とする。

2. 院内感染対策のための委員会等の組織に関する基本的事項

「院内感染対策マニュアル」に則って、院内各部門の責任者から構成・組織する「感染対策委員会」を設置し、毎月1回定期的に会議を開催して院内感染予防対策の策定と推進を行っています。また、緊急時は、臨時に同委員会を開催するものとする。

同委員会委員は感染対策の実務を担当し、感染対策の円滑な実施に務める。

また実働組織としての感染管理チーム（以下：ICT という）を設置し感染のアウトブレイクを未然に防止するため日常の感染に関するサーベイランス活動および個別対応が必要な事例に対応する。

3. 院内感染対策のための病院職員に対する研修に関する基本方針

病院職員の感染対策に対する意識向上を図るため、感染対策に関する研修を年2回行うほか、必要に応じて行う。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内感染の発生の予防及びまん延の防止を図るため、病院における感染症の発生状況を、感染対策委員会に提示し検証する。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

感染症患者が発生した場合は、「感染対策マニュアル」に則って対応を行うとともに、次の対応を行い、かつ届出義務のある感染症患者が発生した場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に準じて行政機関へ報告を行う。

(感染症患者とは、感染症法に規定されている対象疾患や院内感染の恐れのあると判断される者すべてをいう。)

6. 患者等に対する指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、患者様等に感染対策への理解と協力を得るため、院内掲示等により、積極的な閲覧な推進に努める。

7. 病院における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染対策の推進のため、「院内感染対策マニュアル」、「消毒剤使用マニュアル」を整備して、病院職員への周知徹底を図ると共に、社会情勢や病院の状況の変化に合わせてマニュアルの定期的な見直しを行う。

8. 標準的な感染予防

院内感染対策委員会において定める「標準予防策」「感染経路別感染対策マニュアル」に準じて行うものとする。

抗生物質の使用に関してはマニュアルに定める「抗生物質の使用指針」に準じて行う。また委員会において毎回長期使用に関してサーベイランス報告を行う。

職員の予防接種は必要に応じてこれを行う。(新入職員の摂取ワクチンと必要職種は院内の新入職員採用時の規定に従うものとする。)